## 社会教育主事•社会教育士に関する参考資料

## 社会教育主事の職務と期待される役割

○社会教育主事は，社会教育法に基つ者都道付県•市町村の教育委員会に置くてととされている専門的職員であり，
地域の社会教育事業の企画•実施及ひ尃門的な助言と指導怠通し，地域住民の学習活動の支援を行う。

[^0]
## ＜具体的な職務の例＞

（1）教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画•立案•実施
（2）管内の社会教育施設が主催する事業に対する指導•助言
（3）社会教育関係団体の活動に対する助言•指導
（4）管内の社会教育行政職員等に対する研修事業の企画•実施

## 期待される役割

○社会教育行政の中核として，地域の社会教育行政の企画•実施及び専門的な助言と指導に当たることを通し，人々の自発的な学習活動を援助すること。
〇学びのオーガナイザー」（※）として，社会教育行政の みならず，地域における多様な主体の地域課題解決の取組においても，コーディネート能力やファシリテート能力等 を発揮し，取組全体をけん引する中心的な役割を担うこと。

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」 （平成30年12月 中央教育瞫議会答申）
※学びのオーガナイザー：様々な主体を結び付け，地域の資源や各主体が有する強みを活かしながら，地域課題を「学び」に練上げ，課題解決に繋げ ていく人材。
「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて」 （平成29年3月 学びを通じた地域づくりに関する調查研究協力者会議 論点の整理）より


都道府県•市町村教育委員会に置かれる社会教育主事の人数の推移


市町村における社会教育主事•派遣社会教育主事の配置率の推移


## 29.8 社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について

## ポイント

社会教育主事が，

- 多様な主体と連携•協働し
- 学習者の多様な特性に応じて学習支援を行い
- 学習者の地域社会への参画意欲を喚起して
- 学習成果を地域課題解決・まちづくり等につなげていく ことができる実践的な能力を身に付けることができるよう， カリキユラムを構築

特に，以下の能力が重要であり，
その基礎の習得が図られるよう留意
－人と人，組織と組織をつなぐ
「コーディネート能力」
－人々の納得を引き出す
「プレゼンテーション能力」
－人々の力を引き出し，主体的な参画を促す「ファシリテーション能力」

## 社会教育主事資格の活用

○社会教育主事資格は，社会教育活動に携わる上で有益な能力を身に付けることができる資格として，広く社会教育関係者に認識。

○社会全体における学習の充実と質の向上を図る観点からは，社会教育活動に携わる上で社会教育主事 と同等の資質•能力を有することを示す汎用性のある資格として広く社会で活用され，社会の各分野で教育活動に携わり活躍できることが望ましい。

社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令について（2020年4月施行）

## 改正の趣旨

○ 「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」（平成29年8月社会教育主事養成等の改善•充実に関する検討会）等の提言内容を踏まえ，社会教育主事が人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう，その職務遂行に必要な基礎的な資質•能力を養成するた め，社会教育主事講習（以下「講習」という。）及び大学（短期大学を含む。）における社会教育主事養成課程（以下「養成課程」という。）の科目の改善 を図ることとする。
○ また，講習等における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう，講習の修了証書 授与者は「社会教育士（講習）」と，養成課程の修了者は「社会教育士（養成課程）」と称することができることとする。

## 改正の概要

## 1．社会教育主事講習の科目及び単位数の改善（第3条関係）

学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る「生涯学習支援論」と，多様な主体と連携•協働 を図りながら，学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識及び技能の習得を図る「社会教育経営論」を新設する。

| 科 目 | 単位 |
| :--- | :---: |
| 生涯学習概論 | 2 |
| 社会教育計画 | 2 |
|  | 社会教育特講 |
|  | 3 |
| 社会教育演習 | 2 |$\quad$| 科 目 | 単位 |
| :--- | :---: |
| 生涯学習概論 | 2 |
| 生涯学習支援論 | 2 |
| 社会教育経営論 | 2 |
| 社会教育演習 | 2 |

＜計8単位＞

2．社会教育主事養成課程の科目及び単位数の改善（第11条第1項関係）
「生涯学習支援論」と「社会教育経営論」を新設するとともに，社会教育主事の職務を遂行する ために求められる実践的な能力を身につけることができるよう，「社会教育実習」を必修とする。

| 科目 | 単位 | 科目 | 単位 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 生涯学習概論 | 4 | 生涯学習概論 | 4 |
| 社会教育計画 | 4 | 生涯学習支援論 | 4 |
| 社会教育特講 | 12 | 社会教育経営論 | 4 |
| 社会教育演習社会教育実習社会教育課题研究 | 4 | 社会教育特講 | 8 |
|  | （選択 | 社会教育実習 | 1 |
|  |  | 社会教育演習社会教育実習社会教育課题研究 | $\begin{gathered} 3 \\ \binom{\text { 選択 }}{\text { 必修 }} \end{gathered}$ |

3．「社会教育士（講習）」及び「社会教育士（養成課程）」の称号の付与（第8条第3項，第11条第3項関係）
講習の修了証書授与者は「社会教育士（講習）」と，養成課程の修了者は「社会教育士（養成課程）」と称することができることとする。

## 施行期日等

○ この省令は，2020年4月1日から施行する。
○ その他，この省令の施行前に大学に在学している者等に関する所要の経過措置を講ずる。

## 「社会教育士」の称号付与（趣旨及び役割等）

## 称号付与の趣旨

○社会教育主事講習等の学習の成果が認知され，社会教育行政以外の分野においても活用される仕組みの構築が求められていたところ。
○このため，講習等の学習の成果が社会で認知され，広く社会における教育活動に生かされる仕組みを構築し，社会教育の振興を図るため，講習の修了証書授与者が「社会教育士（講習）」と，養成課程の修了者が「社会教育士 （養成課程）」と称することができることとした。

## 社会教育士に期待される役割

○「社会教育士」には，講習や養成課程の学習成果を活かし，N P O や企業等の多様な主体と連携 －協働して，社会教育施設における活動のみならず，環境や福祉，まちづくり等の社会の多様な分野 における学習活動の支援を通じて，人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
○ また，これらの活動に際しては，地域の実情等を踏まえ，社会教育士と社会教育主事との連携•協働が図られることが期待される。

社会教育士

## 法令根拠

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（改正省令）公布日 平成30年2月28日 施行日 命和2年4月1日
第8条第3項 第1項に規定する修了証書を授与された者は，社会教育士（講習）と称することができる。第11条第3項 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は，社会教育士（養成課程）と称することができる。

| これまでの称号付与数 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 令和2年度 | 令和3年度 | 計 |
| （内訳）主事講習 | 492人 | 1，414人 | 1，906人 |
| （内訳）養成課程 | 214人 | 336人 | 550人 |
| 社会教育士称号付与数 | 706人 | 1，750人 | 2，456人 |

## 「社会教言士」について（2）

「社会教育士」とは？～学びを通じて，人づくり・つながらづくり・地域づくりの中核的な役割を果たします～
○「社会教育士」は，教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」 です。社会教育主事にならなくても，その能力があることが分かるようにするため，令和 2 年 4 月に新設しました。
○講習や養成課程で習得したコーディネート能カ，ファシリテーシヨン能力，プレゼンテーション能力等を活かし，教育委員会のみならず，福祉や防災，観光，まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて，行政や企業，NPO，学校等の様々な場で，人づくりやつながりづくり，地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待されています。


## 社会教育士に関する記述のある方針•議論のまとめ等

－テジタル田園都市国冢構想基本方針～抜粋～令和4年6月7日閣議決定

## 社会教育を基盤とした地域活性化

－社会教育主事などの社会教育人材のICT活用スキルを向上させ，民間などの多様な主体と連携し，デジタル社会に対応する地域人材を育成し，活用 する取組を促進するとともに，社会教育士のデジ夕ルレ社会の幅広い分野での活躍を促進する。
－「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，脇働的な学びの実現～
9．Society5．0時代における教師及び教職員組睵の在 方について～抜枠～
（3）多様な知識•経験を有する外部人材による教職員組織の構成等
－教師，事務職員等が社会教育士の称号を取得し，地域の教育資源を有効に活用して，「社会に開かれた教育課程をより効果的に実現する学校教育活動を行こことや，公民館主事や地域学校窈動活動推倠員等が社会教育士の称号を取得し，学校と連携して魅力的な教育活動を企画•実施 することなど，様々な場面での活用が考えられる。

## －コミユニティ・スクールの在り方等に関する検討会議最終まとめ

$\qquad$
～学校と地域が協衝する新しい時代の学びの日常に向けた対話と信頼に基づく学校運営の実現～
第4章コミユニティ・スクール推進のための国の方策～抜粋～
地域学校協働活動推進員の配置促進•常駐的な活動の支援
－コミュニティ・スクールと地域学校協働活動において中核的な役割を担う地域学校協働活動推倠員がその役割を十分に担えるよう，制度的な位置付けや社会教育士制度の活用等について，更なる検討が期待される。
－障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会議論のまとめ
（令和4年3月 障害者の生涯学習推進を担う人材育成の在り方検討会）

## （3）障害者の生涯学習推進を担う人材を育成•確保するための方策

## （3）社会教育士制度等を活用した関連領域の担い手育成

－社会教育主事講習や，都道府県や市区町村か実施する社会教育関係職員向けの研修等に，社会福祉協議会職員や障害福祉サービス事業所職員等か参加する機会を充実させるなとして，関連領域の担し手を育成することも重要である。

## 社会教育主事資格•社会教育士称号の取得者向けアンケート結果（第一次集計値）

＜アンケートの概要＞

- 期 間 令和4年5月17日（火）～5月27日（金）
- 対象者 R2，R3年度社会教育主事資格•社会教育士称号を取得した方
- 依頼 先 社会教育主事講習の実施機関 15 機関（14大学＋1 機関）＊R 2，R3年度実施機関養成課程実施機関 4 機関（抽出）
－回答者数 781人
（単位：人）


## 1．修了年度


－ $4 \times 03$ 年原


－令和元年度以前に大学の養成課 71
程で任用資格を取得し，令和2年
度以降に新たに社会教育主事講習
2．資格取得方法

| $4602 \pi$ | 178 |
| :--- | :--- |
| $4603 \pi \%$ | 600 |

4．年齢
40 代が $35.3 \%$ と最も多く，次いで 30 代（ $27.5 \%$ ），
50 代（ $19.3 \%$ ）の順に多い。


## 5．職 業（受講当時）

| －nem | 0 |
| :---: | :---: |
|  | 307 |
|  | 83 |
| －npon人lea（axyuc） | 2 |
|  | 0 |
|  | 0 |
| －nponelata（aşulus） | 6 |
|  | 3 |
| －nooplea（zom） | 5 |
| －matraniolea | ${ }^{4}$ |
| －－mamen | 34 |
|  | 11 |
| －Fa玍（206） | 1 |
| －mm | 6 |
| －マが | 6 |

## 6．職 業（現在）

| 教職員 | 180 |
| :--- | :--- |
| 教育委員会の社会教育主事（発命あり） | 189 |
| 教育委員会職員（社会教育主事の発合なし） | 127 |
| 教育委員会以外の行政職員 | 106 |
| NPO法人職員（福祉関係） | 0 |
| NPO法人職員（防災関係） | 0 |
| NPO法人職員（観光関係） | 0 |
| NPO法人職員（まちづくり関係） | 6 |
| NPO法人職員（教育関係） | 5 |
| NPO法人職員（その他） | 5 |
| 独立行政法人職員 | 14 |
| 一般企業職員 | 36 |
| 無職 | 11 |
| その他 |  |

8．社会教育士の称号を活かした活動をしていますか。
341
430

7．社会教育主事として活動していますか。

## －

－ 312

- 社会教育主事として活動している人の割合は回答者全体の $32.6 \%$ ，
- 社会教育士の称号を活かした活動をしている人の割合は $44.2 \%$ である。

9．8．で「はい」と回答した場合は，どのような分野で活動していますか。

| 榾社 | 11 |
| :---: | :---: |
| \％賋 | 5 |
| 1t， | 1 |
| इ5アくり | 85 |
| 物禹 | 239 |
| その漓 | 22 |

社会教育士の称号を活かした活動をしている人は，「教育」の分野が最も多く，
次いで「まちづくり」の分野となっている。

10．「社会教育士」の称号を取得したことに対するあなたの評価として一番近いものを選択し， その理由も教えてください。

| とてもよかった | 276 |
| :--- | :--- |
| よかった | 301 |
| どちらでもない | 183 |
| あまりよくなかった | 4 |
| よくなかった | 2 |

「とてもよかった」「よかった」と回答した人の割合は，回答者全体の $75.3 \%$ である。

11．社会教育主事•社会教育士の資格等を取得
した後，資格等の保有者とのネットワークがほしい という希望はありますか。

## 575

193

12．社会教育主事•社会教育士の資格等を取得 した後，継続学習の機会がほしいという希望は ありますか。

－Luに

575
196

ネットワークや継続学習の機会がほしいという人の割合は，いずれも約75\％となっている。

社会教育主事資格•社会教育士称号の取得者向けアンケート結果（第二次集計）

## 1．アンケートの概要

- 期 間：令和4年5月17日（火）～5月27日（金）
- 対象者 ：R2，R3年度社会教育主事資格•社会教育士称号を取得した方
$\cdot$－依頼先 ：社会教育主事講習の実施機関 15 機関（14大学 +1 機関）＊R 2，R3年度実施機関養成課程実施機関 4 機関（抽出）
－回答者数：781人／1，864人 中


## 2．アンケートの結果（記述式回答：主な回答のみ）

## （1）社会教育士の称氙を取得したことに対する評価について

○「とてもよかった，よかった」と回答した方（75．3\％）

- 社会教育の知識や必要性を再確認できた。
- 受講者と新しいネットワークができた。
- 学校だけでなく地域など社会全体を意識して，社会活動をするようになった。 ○「どちらでもない」と回答した方（23．9\％）
- 現在，社会教育主事として活動しているため。
- 社会教育主事•社会教育士の認知度が低い。
- 活用できる場を見出せない。

○「あまりよくなかった，よくなかった」と回答した方（0．8\％）

- 自分の方向性と違う活動を押し付けられる。
- 派遣元の学校に社会教育の理解が低く，講習参加により，わだかまりができた


## 1．アンケートの機要

- 期 間：令和4年5月17日（火）～5月27日（金）
- 対象者 ：R2，R3年度社会教育主事資格•社会教育士称号を取得した方
- 依頼先 ：社会教育主事講習の実施機関 15 機関（14大学 +1 機関）$* R 2, ~ R 3$ 年度実施機関養成課程実施機関 4 機関（抽出）
－回答者数：781人／1，864人 中


## 2．アンケートの結果（記述式回答：主な回答のみ）

## （1）社会教育士の称号を取得したことに対する評俻について

○「とてもよかった，よかった」と回答した方（75．3\％）

- 社会教育の知識や必要性を再確認できた。
- 受講者と新しいネットワークができた。
- 学校だけでなく地域など社会全体を意識して，社会活動をするようになった。

○「どちらでもない」と回答した方（23．9\％）

- 現在，社会教育主事として活動しているため。
- 社会教育主事•社会教育士の認知度が低い。
- 活用できる場を見出せない。

○「あまりよくなかった，よくなかった」と回答した方（0．8\％）

- 自分の方向性と違う活動を押し付けられる。
- 派遣元の学校に社会教育の理解が低く，講習参加により，わだかまりができた

社会教育主事資格•社会教育士称号の取得者向けアンケート結果（第二次集計）

## （2）今後，資格等をどのように活用したいか

○地域と学校，家庭との連携など，つながりづくりに活かしたい。
○地域の課題解決やまちづくりに役立てたい。
○現在の仕事に活かしたい。

## （3）資格等を活用していない要因は何か

（活用していない 55．8\％）
○現在の職業と併用することが困難。
○資格の認知度が低い。
○活動する場がない。

## （4）講習修了者同士のネットワークに期待するものは何か

（ネットワークの希望者 75\％）
○新しい情報や活動した実績などの情報共有ができる。
○社会教育士としての活動できる場所や職務等の情報提供。
○様々なことを相談できる交流の場がほしい。

## （5）継続学习习⿰习习⿱㇒日コ一心習をした内宮について

（継続学習の希望者 75\％）

- 最新の情報を習得できる講習会の参加（継続的な学びの場）
- 社会教育の実践事例や取組等の紹介
- 社会教育士の活用方策について


## ⑥その他，社会教育士等への意見について

○社会教育士について
－地域や社会はもちろん，学校現場等への認知度をあげてほしい。

- 社会教育主事の配置を充実させてほしい。
- 活躍できる場を提供してほしい。
- キャリアパスを示してほしい。
- 社会教育士のメリットがわからない。

○社会教育主事講習について

- 講習終了後に証明書やバッチなど身分を証明するものがほしい。
- オンライン講座はありがたい。
- 社会教育主事講習の必須化

○その他

- 講習修了者に対する処遇改善をお願いしたい。
- 活動実績に応じたポイント（レベルアップ）化の導入をお願いしたい。
- 学校管理職の講習への参加を努力義務化してほしい。
- 制度がよりよいものとなるように予算の獲得や進捗状況等のアウトプットが必要

である。

## コミユニティ・スクールに関する参考資料

|  | コミュニティ・スクール |  |  | 地域学校劦働本部 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 䆃入校数 | 導入率 | 増加校数 （前年度比） | 整備校数 | 整備率 | 増加校数 （前年度比） |
| 幼雉園 | 276 | 9．8\％ | 39 | 553 | 19．5\％ | 53 |
| 小学校 | 7，051 | 37．5\％ | 1，167 | 12，570 | 66．9\％ | 793 |
| 中学校 | 3，339 | 36．5\％ | 618 | 5，625 | 61．5\％ | 419 |
| 義務教育学校 | 95 | 66．0\％ | 19 | 101 | 70．1\％ | 18 |
| 高等学校 | 805 | 22．9\％ | 137 | 435 | 12．4\％ | 49 |
| 中等教育学校 | 4 | 11．8\％ | 1 | 2 | 5．9\％ | 0 |
| 特別支授学校 | 286 | 26．0\％ | 87 | 185 | 16．8\％ | 9 |
| 合計 | 11，856 | 33．3\％ | 2，068 | 19，471 | 54．7\％ | 1，341 |

※ 幼稚園には幼稚園型認定こども園を含む。
※ 学校数の母数は今回調査において教育委員会から回答のあった学校数としている。
※ 文部科学省コミユニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（2021年5月1日現在（地域学校協働本部は年度内の予定を含む））による。

## コミユニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入状況 —学校数—

## 

46都道府県内 11，856校（合利3年5月1日覞往）
（幼稚園276，小学校7，051，中学校3，339，義絡教育学校95，高等学校805，中等教育学校4，特别支綬学校286）
全国の学校のうち，33．3\％がコミュニティ・スクールを䁉入


全国の自治体のうち，57．4\％がコミューティ・スクールを導入


地域学校協働本部の整備状況－学校数－

46都道府県内 19,471 校（合暞3年5月1日時点）



整備されている学校の割合

※ 母数は会和3年5月1日調查で各教育委員会から回答が あった学校数。
※ ここでいう地域学校協働本部とは，国庫補助による活動か否かを問わない。
※「地域学校協働本部力＂整備されている」とは，地域学校恊働本部のコーディネートのもとで様々な地域学校劦働活動 が行われている状態を言い，必ずしも学校どとに組織化され ていたり，会議体や事務室があるものではない。

コミユニティ・スクールを導入している公立学校数 ：11，856校（幼稚園：276，小学校：7，051，中学校：3，339，義務教育学校：95，高等学校：805，中等教育学校：4，特別支援学校：286）地域学校協働本部が整備されている公立学校数：19，471校（幼稚園：553，小学校：12，570，中学校：5，625，義務教育学校：101，高等学校：435，中等教育学校：2，特別支援学校：185）


コミユニティ・スクールと地域学校協働本部の両方の機能が備わつている学校の割合（都道府県別•全学校種）
いずれも整備されている公立学校数：8，528校（幼稚園：155，小学校：5，543，中学校：2，556，義務教育学校：70，高等学校：124，特別支援学校：80）


学校運営協䣡会を設置している公立学校数：11，856校（幼稚園：276，小学校：7，051，中学校：3，339，義務教育学校：95，高等学校：805，中等教育学校：4，特別支援学校：286） いわゆる『類似の仕組み』を設置している公立学校数：6，859校（幼稚園：431，小学校：3，919，中学校：1，869，義務教育学校：16，高等学校：486，中等教育学校：7，特別支援学校：131）

```
いわゆる『類似の - 法律に基づく学校運営協議会制度ではないものの, 学校ごと又は中学校区単位ごとに, 教育委員会や学校が作成する要綱等により設置されている, 地域住民及び保護者が
いわゆる『類似の学校運営や教育活動について協議し，意見を述べる会議体。仕組み』の定義
（誠查におけるもの） （敛植におけるもの）
－学校評議員（学校教育法施行規則第49条に基づくもの）や学校関係者評価のみを行うことを目的とした委員会等は含まない。
```


※ 文部科学省コミユニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（2021年5月1日現在）による。

コミューティ・スクールを甚幋にして「社会に開かれた教言課程」を実現している取組雪例
コミコニティ・スクールを基盤とした萩大島ならではの小中一貫教育の推進（山ロ県秌市立大島小中学校）
学校が小中一貫教育校としてスタートするにあたり，9年間の系統性•連続性を強化した「萩大島地域のひと， もの，こと」を生かした実効性のある学校•地域連携カリキュラムを，コミュニティ・スクールを基盤に児童生徒を中心に，教職員•保護者•地域住民（学校運営協議会委員）が一体となって開発した。


## 春日市の取組机覀•経維

－春日市では平成17年度に九州で初導入（18校中3校），以降学校の自主性 を尊重し，希望する学校から順次導入し，平成22年に全校導入完了。
－学校•家庭•地域の三者の双方向の関係皘筑による「共育」を特徵とし，学校への支援活動，地域への貢献活動だけではなく三者による協働活動を重視。
－コミユニティ・スクールの推進と同時に，住民による自律したまちづくりを実現するため自治会改革 を実施し，学校を支える体制が強化。また，学校予算編成や執行権限等の学校への権限委譲や学校の業務負担軽減（研究指定の休止等）にも着手。

## 客日西中学校の取組杪要•経䜌

－当時，補導件数の多さや生徒の問題行動等が課題になつており，学校は対応に苦労する—方，学校と地域の信頼関係もそれほど強くはない状況。
－平成18年度に法律に基づくコミユニティ・スクールを導入し，学校運営協議会において，学校 の困りごと等を包み隠さず話し，どういつた学校•生徒にしたいか，そのためにどの様にしてい けばよいか等，議論を重ねた。
－地域の側も，率直な情報を出す学校の姿勢に本気度を感じ，保護者•地域－教員•警察が連携した夜間パトロール等を開始。結果として補導件数は激減。
－この成果には，教育課程の内外において，生徒が地域の行事等にボランティアとして積極的に参加できる仕組みを確立し，子供が主体性を発揮できる場面を創出したことにより，子供の自尊感情や自己有用感が高まり，社会性•規範意識等の伸長に寄与したことも影響。

生徒指導上の課題を学校•家庭•地域で解決（補導件数の激減－生徒による地域术ランティア増）



## 卒業した大学生の声

「中学時代に地域ぐるみで何気なく楽しく行っていた活動が，全て今の自分に繋がつ ていることに気づいた。地域に育ててもらつた自分が，今度は地域の人の側になって小中学校の子供たちと活動していきたい。そして，自分と関わった子供たちの中から今度はこちらの側に来てくれる，そのようなサイクルをつくりたい。」 （地域での多様な体験による成長，人づくらのサイクルへの気づきと行動）［H29地域とともにある学校づくり推進フォーラム（東京）での登壇発言より】

## 生徒の声

「地域にお世話になっている，そのお返しをしたいという思いからボランティア活動をして いる」（地域への感謝の心，ボランティア精神の萠芽）「地域との関わりの中で，相手のことを考えることができるようになったり，周りのことに気づく力がついた」（相手を思いやる心，気づく力の伸長）

## 地域の声

「子供は地域の大切なパートナー，地域に欠かせない存在」
（地域住民の生徒を見る目線の変化，温かなまなざし）

## コミューティ・スクールの成恝

－子供が変わり，学校が変わり，まちも変わった
補導件数の「激減」，そして，学校や地域の体制が変わつても落ち着いた状態を「維持」生徒の地域ボランティア等による自尊感情の高まり
安全，安心なまちづくり

## コミユニティ・スクールと地域学校㶸働活動による学校の働き方改革の推進（岡山県娍口市）

岡山県浅口市では，コミユニティ・スクールと地域学校協働活動を活用し，育てたい子供の姿や学校•家庭•地域の課題を共有したうえで，学校業務の棚卸しに取り組むとともに，学校•家庭•地域の役割分担と連携••劦働を進め，教職員の意識改革や教育の質の向上など，学校の働き方改革を推進
$\sum$ 方針•目標の設定

```
取組の実践(コミユニティ•スクールと地域学校協働活動)
```


## 鴨方東小学校

## 業務改善

○業務内容の棚卸し
○ ヨミュニティ・スクールの設置
－校務分掌の新体制化 など

## 時間改善

○時間管理のカエル 5
○職員会議•終礼改善
○勤務時間の記録 など

## 環境改善

○ 職員室の機能的なレイアウト ○ 人間関係•同僚性の構築

など

寄島小学校
チームによる対応
チームリーダー教員を中心に取組を企画•畭討し，学校運営協議会を活用して，評価•改善を推進

## （1）業務内容の棚卸し

－コミコニティ・スクールの導入により，保護者や地域と協議し，共通理解のもとで業務の見直しを進めることが可能に
（例）教職員，保護者，地域住民で熟議を実施。参加者が共通理解した上で，
業務の廃止•簡略化を検討
$\rightarrow$ できる改善から速やかに着手


② 教育活動の再整理•再認識
－熟議の過程で，教員自身が教育活動の目的や必要性を再整理•再認識し，業務の見直しや意識改革につながる
（例）見直し：一律の家庭訪問を廃止し，希望想談制に変更充実：教職員チームによる地域の危険個所等のパトロールを強化
（3）地域と連携•協働した活動の実践
－保護者や地域との共通理解•信頼関係のもと，地域学校協働活動を実施することで，教育の質の向上，教員の負担軽減に
（例）コーディネーターの一人（主任児童委員）が，不登校児童に対して地域の立場からサポート
$\rightarrow$ 担任の業務負担と負担感が大幅に軽減

「学校運営協議会の協議•決定は，保護者や地域のお墨付きのような もの。より積極的な改善も可能となる。実際に，改善実践後に保護者 や地域からの後ろ向きな意見はほぼなかった」（校長）
「困ったときに，地域に気軽に相談できる。こんなありがたいことはない」
（教頭）

（鴨方東小学校資料より作成）

取組槻要（家川小•中学校の例）
平成30年度までに全ての小•中学校にコミユニティ・スクールを導入し，地域学校協働活動の一つとして，地域住民等の協力による放課後の学習支援等の取組を実施

※地域の学びの拠点である公民館が コミユニティ・スクールと地域学校協働活動に参画していることで，学校種を超えた活動が展開

夏休み等に公民館で実施している中学生の学習支援活動に，同じ校区の小学生も参加。活動中に自然に，教えられる側の中学生が，同じ会場で学習していた小学生の学習をサポートしたり，卒業した中学生が高校生や大学生として中学生の学習を支援するなど，支援の循環を構築
－子供たち自身が，支えられる側から支える側へ（学びと支援の循環）


## 成 杲

## （保護者） Q ：まなび塾が子供の学力向上につながっていると思うか？ <br> A：「思う」「かなり思う」と回答した割合 68\％

（児 童） $\mathrm{Q}:$ まなび塾に参加して学校の勉強がよくわかるようになったか？
A：「思う」「かなり思う」と回答した割合 80\％

「学習意欲が上がり，自主的に勉強するようになった」
「コロナ禍で授業の進みが早く，ついていけない時期もあったが，まなび塾でサポートしてもらった おかげで理解も進み，勉強が楽しくなったと笑顔で教えてくれた」

「友達と一緒なので，わからない問題の教え合いができてよかった」
「丁寧に教えてもらったことで苦手なところがなくなってきた」
（学 校）「授業でわからなかった部分を改めて指導してもらうことで，理解が深まって勉強が楽しくなり，授業にも集中して取り組めるので，学校としても非常に助かっている」（校長）

## 特定のテーマに重点を置いたコミューティ・スクールの導入事侧（熊本県）

熊本県では，熊本地震の経験を踏まえ，災害時の対応が円滑に進むよう，県立高校に「防災」に重点を置いたコミユニティ・スクー ルを導入し，地域と学校の連携•協働を進め，地元自治体（市町村）との避難所指定の協定締結を進めるとともに，地元住民と の合同防災訓練など，地域と一体となった取組を実施

## 背景•取組機要

熊本県では，平成28年（2016年）4月の熊本地震において，市町村との避難所指定の協定の有無に関わらず，多くの県立高校が避難場所となり，

- 避難所運営に係る体制（教職員の役割など）が明確に整備されていない
- トイレや空調などの設備や備蓄品などが不足

などの課題に直面した経験から，地域と一体となった防災体制の構築に向けて，「防災」に重点を置いたコミユニティ・スクールを導入

## 工夫・カ゚イント

- 学校運営協議会の委員に，関係機関職員や自治体職員など防災の専門家を任命
- 学校運営協議会の承認事項に，防災教育や県立高校を中心とした地域防災に関する事項を追加することで，学校運営協議会を活用して，関係者が学校だけでなく地域全体の防災の課題などを共有



## 特徵的な活動

- 専門家や地域の意見を踏まえた学校防災マニユアルの策定
- 地元市町村との避難所指定の協定締結
- 学校と地域の合同防災訓練や避難所運営シミュレーシヨン等の実施



## 関你皆の言

（学校）「地域と合同で防災訓練を実施することで，生徒及び教職員の意識が高まった。」
（地域）「高校生が地域を学び，地域と関わることで，地域への愛着心や防災への認識も深まる。」
（生徒）「災害が起きた時に，私たち高校生が地域の方々を助けられるように取り組んでいきたい。」
－C S 導入状況（県立高校） H28：2校 $\rightarrow$ H29：50校（100\％）
－避難所指定の協定締結数 40校（R2年8月時点）

## 

－東日本大震災時，避難所において自治組織が立ち上がる過程は順調だったか。（校長）（宮城県）
（学校支援地域本部設置20校）


順調だった95\％
（学校支援地域本部未設置20校）

（東日本大震災後の宮城県内の小中学校長40名へのアンケート調査：文部科学省調べ）

- 平成28年熊本地震における地域学校協働本部（学校支援地域本部）の設置による被災後の効果
- 平成28年熊本地震時においても，学校支援地域本部設置校では，地域住民，学校教職員，児童生徒の結束力が

高まっていたため，避噰所の運営がスムーズであったとの声を聞いている。
（熊本県教育委員会へのヒアリングより：文部科学省調ベ）
－学校支援地域本部の設置校では，未設置校と比 べて，地震後に地域のボランティア等と連携•協働（学校支援活動）した取組を実施し，子供たちの行動面に与える効果が高かった。
※ 地域のボランティア等と連携•協働（学校支援活動）した取組を実施して，各学校で見受けられた子供たちの行動面に与える効果について「大変効果が得られた・ある程度効果が得られた」と回答した学校の割合（地震後1年半を経過した時点）
（ 熊本地震後で震央となった益城町と周辺 6 町村の小中学校 18 校へのアンケート調査：文部科学省調べ）

## 

## 小中一貫教育を核とした教育課程（ふるさと科）の実施と学校の課題解決に向けた体制の構築

東日本大震災後，学校の課題解決に向けて小中一貫教育，CSを導入○教育環境の復興
$\rightarrow$ 安心して学べる新しい学校の建設
$\rightarrow$ 9年間の継続性を持った心のケア
○学校だけでは解決できない課題解決への取組
$\rightarrow$ 学校•家庭•地域住民の連携•協働でつくる教育

－次代を背負って立つ子供たちを育て，魅力的な地域•学校づくりを推進するため小中一貫教育の取組として「ふるさと科」を全学年に設置。 －生活科と特別活動の一部，総合的な学習の時間 の全てを充てて実施
（1）地域への愛着を育む学び
－地域の歴史や特産，郷土の文化等の学習
（2）生き方•進路指導を充実させる力を育む学び
－職場体験活動，沿岸地区の仮設店舗での体験学習の実施等
（3）防災教育を中心とした学び
－「いきる・かかわる・そなえる」防災学習


大槌町コミュニティ・スクール協議会評価•検証委員会


| 委員会名部会名 | 主な活動内容（協議内容） | 主なメンバー |
| :---: | :---: | :---: |
| 評価•検証委員会 | ○学校運営協議会の報告 ○各部会の今年度の方針 ○目標設定•効果測定について | 学校運営協議会長，PTA会長•副会長，教育委員，各学校長，各部会長，教育委員会等 |
| 子供支援部会 | ○放課後や長期休業の子どもの居場所づくりや学習支援について | 教員，保護者，地域住民，保健福社課， スクールカウンセラー，スクールソー シャルワーカー，教育委員会，NPO等 |
| 地域学校協働部会 | －「ふるさと科」の推進について ○地域ボランティアについて | 教員，保謢者，地域住民，学校支援地域 コーディネーター，商工会，教育委員会， NPO等 |
| 地域学校安全部会 | ○通学路交通安全プログラムの実施 ○学校安全計画の検討 | 教員，保護者，警察，消防署，消防団，三陸国道事務所，沿岸広域振興局道路整備課，大槌町役場樴員，教育委員会等 |

本取組が復興に向かい日々変化する地域のコミユニティのつながりとなり，家庭•地域の教育力と生活環境の向上を図っていくことが期待できる。

コーディネーターを軸として，学校•地域•保護者が一体となった学校支援（杉並区立杉並第一小学校）

## 活動概要•目的

○杉並第一小学校を支援するために設置された，地域の人たちの学校応援団
－学校と地域をつなぐコーディネーターが中心となって地域から信頼えれる「力の ある学校ゞくりの支援
－「わが街阿佐谷，ふるさと杉一」を意識し，学校•地域•保護者が一体となつ て多様な学校支援活動や放課後支援活動を行う仕組みを構築

## 活動における工夫・ポイント

コーディネーターが中心となり各活動を推進
○『朝先生」…授業開始前の朝の時間に地域住民が全クラスの朝学習に参画し，担任と協力しつつ，計算チャレンジや百人一首等の学習支援活動を実施。

○「すぎつ子くらぶ」•••放課後子供教室。約200名の子供の居場所となり，日本 の昔遊び，路地裏遊び等を実施。スタッフは地域の住民で授業中の様子なども把握できるようスタッフと先生とのコミユニケーションを密にとつている。

## 活動における成果

○「地域」を「杉一小の子供たちのために活動している人たち」「杉一小の教育活動に興味•関心をもつている人たち」と捉え，「地域」におけるネットワークをより充実させることで，学校をサポートする「地域」を育成する ことができた。
「「朝先生」について，児童からは「色々なことを教えてくれる」「いてくれて安心する」という声が聞かれ，教員 からは「落ち着いた状態で始業できる」「多面的な児童理解ができる」といった声が挙がっている。 また，令和3年現在では活動の内容が深まり，支援活動ではなく，朝先生自身が主体性を持ち，多様な工夫をして取り組んでいる。このことが，更に教職員からの信頼を得ることにつながつている。
「「朝先生」の力も向上しており，活動を通して「意欲」「やりがい」が増している。


【朝先生と百人一首】

【すぎっ子くらぶ の様子】


# 障害者の生涯学習に関する現状と課題 

## 障害者の学校卒業後の状況

－特別支援学校卒業生の高等教育機関への進学率は約 $2.2 \%$
特に，卒業生の9割近くを占める知的障害者は約 $0.5 \%$ に留まる
$\rightarrow$ 「学校卒業後，学びや交流の場はどうなってしまうのか，とても不安に感じている」
「障害者はその特性から，ゆつくりと成長するのに，学び続けることができない」といった声も

- 約 $92 \%$ の障害者が就職又は障害福祉サービスなどに進む
- 障害者の職場定着状況については，職場定着が困難な者も多い （就瞳1年後の定着率：知的障害68\％，身体障害60．8\％，精神障害49．3\％）


## 障害者本人の意識，ニーズ ※平成30年度障害者本人の意瀻等䀦の結果より

「障害者の学習機会が充実されることは重要だと思う」 $\boldsymbol{\rightarrow 8 1 . 1 \%}$
一方で…「一緒に学習する友人，仲間がいない」
$\rightarrow 71.7 \%$
「学ぼうとする障害者に対する社会の理解がない」
$\rightarrow 66.3 \%$
「知りたいことを学ぶための場や学習プログラムが身近にない」 $\rightarrow 67.2 \%$
「ー，（1）障害者の多様な社会参加を支える学習活動の充実とともに進学が困難な
－移行期の知的障害者等も学び続けることができる生涯学習機会が重要
I ②障害者の学習支援の経験のある公民館等が $14.5 \%$ に留まるように，地方公共団体にはノウハウや実施体制がない
題 I ③先進的に取り組むNPOや大学等による生涯学習プログラムのモデル化が進展しているが，民間団体は予算等の資源不足から取組の持続性や成果の波及力に課題がある
対－地方公共団体が民間団体と連携し，持続可能な事業実施体制を整備する
応－発達段階や障害種等に応した学習プログラムの開発やその担い手を育成する


## 〈関連する他の施策•事業について＞

## 【厚生労働省】

－障害福祉サービス等
【文化庁】
－障害者芸術文化活動普及支援事業【スポーツ庁】
－障害者スポーツ推進プロジエクト 等

## 障害者の生涯学習の推准方策について—誰もか，障害の有無にかかわらず共に学で，生きる共生社会を目指して—（報告）

平成30年2月に設置された「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」において，障害者 の生涯学習の現状と課題の把握を行った上で，障害者の生涯学習の推進に関する基本的な考え方や具体的な方策について報告書をとりまとめ，平成31年3月公表。

## 学校卒業後の噇害者が学が場が十分でない

## 目指す方向性

○誰もが，障害の有無にかかわらず共に学び，生きる共生社会の実現
○ 障害者の主体的な学びの重視，個性や得意分野を生かした社会参加の実現

## 取り組むべき施策

（1）学校教育から卒業後における学びへの円滑な移行
－生涯学習とのつながりを見通す観点から見直された，特別支援学校高等部学習指導要領等に基づき，学校段階から卒業後を見通した教育を推進 －学校で作成する個別の教育支援計画に「生涯学習」を位置付けた上で，進路先の企業や福祉施設等へ適切に引き継ぎ，活用
（2）多様な学びの場づくり
－学校から社会への移行期，各ライフステージに着目し，公民館等における講座，特別支援学校の同窓会組織が主催する学びの場，大学のオ一プンカレッ
ジや公開講座等の多様な学びの場づくりを推進し，地方公共団体を中心に学びの場に関する情報収集•提供を実施
（3）福祉，労働等の分野の取組と学びの連携の強化

- 「基幹相談支援センター」（福祉）や「障害者就業•生活支援センター」（労働）との連携強化による学びに関する相談支援体制の充実
- 「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援（A型•B型）」「地域生活支援事業」等の障害福祉サービスを活用した学びの場づくりの推進
（4）障害者の生涯学習を推進するための基盤の整備
－障害者の生涯学習を推進する人材の育成•確保の必要があるため，国の役割として，障害者の学びの場づくりを担う人材育成に関する方策の検討や研究成果等の発信
- 障害に関する理解促進，障害者の学びの場づくりの担い手の育成，学びの場の拡大を図るため，「共に学び，生きる共生社会コンファレンス」を開催
- 都道府県，市町村の教育振興基本計画や障害者計画への「障害者の生涯学習の推進」に関する目標や事業の位置付け促進
※ 国，地方公共団体，特別支援学校，大学，民間団体が役割分担，連携し，取組を推進
※ 国においては，成果指標を掲げて取組のフォローアップを行い，取組を着実に推進

平成26年の障害者権利条約の批准や平成28年の障害者差別解消法の施行等も踏まえ，学校卒業後の障害者が生涯を通じて学び，社会参加できる社会や，共に学び，生きる共生社会の実現に向けた取組を推進することが急務である。また，平成30年度の学校卒業後の学習活動に関する障害者本人へのアンケート調査では，生涯学習の機会が不足している現状等が示されており，特に地域における障害者の生涯学習機会の整備が求められている。
こうした現状を踏まえ，地方公共団体が民間団体等と連携し，発達段階や障害種に応じた生涯学習プログラムや持続可
能な事業実施体制等のモデル開発を行い，成果を全国に普及していくことで，障害者の生涯学習機会の整備•充実を図る関する平成30年度学校卒業後の学習活動に

## 事業内突

1．地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究〔111百万円〕委託事業
（1）地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築〔70百万円〕
D都道府県と大学等との連携による体制整備•人材育成（10箇所）R2開始
－都道府県（指定都市）が中心となり，大学や特別支援学校，社会福祉法人，地元企業等が参画 する障害者の生涯学習のための「地域コンソーシアム」を形成し，支援体制を構築する。
－学びの場の拡大に向けて市区町村職員等向けの人材育成研修モデル等を開発•実証する。
（1）都道府県レベルのネットワーク構築
（2）（3）地域レベルの学習機会拡充
（2）地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進〔37．5百万円〕〉市区町村による障害者を包摂する学習プログラムの開発（30箇所）R3開始 －障害者の生涯学習のノウハウが乏しい市区町村が，実績のある民間団体等と組織的に連撨し，主に公民館等の社会教育施設における，障害当事者 のニーズや地域資源等を踏まえた，ICT等の活用や多様な体験活動を含む包椇的な生涯学習プログラムを開発•実施し，その横展開を目指す。

公民館等が障害者の学習活

| 動亦 |
| :--- |

※現状•課題：現在の本取組の中心は民間団体が中心である。平成30年度「障害者の生涯を通じた学習活動支援に係る実態に関するアンケート調査」では，障害者の学びの支援経験のない公民館等は $85 \%$ を超える。

## （3）大学•専門学校等における生涯学習機会創出•運営体制のモデル構築〔3百万円〕

社会への移行期における知的障害者等を対象とした学びのモデル構築（2箇所）R4開始－大学入学者選抜等によって進学が困難な障害者（特に知的障害者）が，特別支援学校高等部等 を卒業後も学び続けることができる生涯学習プログラムを大学•専門学校等が開発•実施する。

## 2．生涯学習を通じた共生社会の実現に関する

調査研究〔3百万円〕委託事業－障害者が生涯学習活動に参加する際の阻害要因•促進要因を発達段階や障害種に応じて把握する調査を実施する。
－ロジックモデルに基づき，事業成果のアウトカムを適切 に捕捉する調査として実施する。
（1箇所）
成果や課題を共有
3．障害者の生涯学習に関する連絡会議の開催，普及•啓発や人材育成に向けた取組〔21百万円〕
－施策の推進に向けて，各事業の計画等に助言を行う有識者を含めた連絡会議を設置し，ネットワーク化を図る。
－実践研究事業等による「生涯学習プログラム」等の研究成果の普及や実践交流等を行うため，全国をブロックに分けてコンファレンス（実践研究集会）を実施する。
－障害の理解促進や共生社会実現に向けて障害当事者等 の参画も得て障害理解啓発 フォーラムを実施する。

※写真 ：「令和元年度 共生社会コンファレンス 東海•北陸ブロック」

期待される成果
○各地域で障害者の社会参加と活躍を推進 ○地域における支援人材の増加と障害への理解を増進

# 障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在の方検討会の設置 


#### Abstract

背景•課題 平成31年3月にとりまとめられた学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議「障害者の生涯学習の推進方策について（報告）」 においては，障害者の生涯学習を推進する人材の育成•確保の必要が指摘され，国の役割として，障害者の学びの場づくりを担う人材育成に関する方策の検討や研究成果等の発信が求められている。 このことを踏まえ，社会教育と特別支援教育，障害者福祉等の各分野において障害者の生涯学習推進を担う人材，及び各分野をつなぐ役割を果た す中核的人材（コーディネーター）等について，具体的な実践例や担い手の役割等を示した事例集，研修プログラムの開発等を含めた人材育成•配置の方策，育成の過程で身につけるべき専門性等について，具体的な検討を行う標記検討会を設置する。


## 主な検討事項

（1）「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」事業におけるコーディネーターの役割等に関する研究成果の検証
（2）実践研究事業の成果を踏まえ，障害者の生涯学習プログラムの事例紹介と支援を行う際の具体的な役割を明示•発信し，役割の遂行に役立 つ事例集の検討•編集
（3）障害者の生涯学習推進を担う人材（コーディネーター等）が身につけるべき専門性，具体的な役割等の検討
（4）社会教育士の活用方策等を含めた人材の育成•配置の具体的指針，活用事例の検討。

## 検討会委員一覽

青山 鉄兵 文教大学人間科学部准教授
大森 梓 NPO障害児•者の学びを保障する会代表理事
梶野 光信 東京都教育庁地域教育支援部主任社会教育主事
志々田まなみ 国立教育委政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官
津田 英二 神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授／神戸大学付属特別支援学校校長（座長）
平井 威 明星大学客員教授

## 審䂀経過

会議設置期間：令和 2 年 8 月 13 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

| 令和 2 年令和 3 年 | 9月～11月 | 第1～2回：障害者の生涯学習活動を支える人材に関するアンケートの検討•実施 |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 3月～7月 | 第3～5回：障害者の生涯学習事例集の検討•執筆•編集 |
|  | 9月～12月 | 第6～8回：障害者の生涯学習推進を担う人材育成の在り方に関する論点の整理•検 |
| 令和 4 年 | 1月～3月 | 第9～10回：「議論のまとめ」の検討•調整 |
|  | 3月25日（金） | 「議論のまとめ」文部科学省HP公開 |

## 障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会 犧綸のまとめ（嫩要）

V文部科学省では「誰もが，障害の有無にかかわらず共に学び，生きる共生社会」を目指して障害者の生涯学習環境の整備等を実施。 $\checkmark$ 我が国全体の高等教育機関への進学率が8割を超える中，障害者の進学率は約2．2\％（知的障害者に限れは約0．5\％）に留まる。
$\checkmark$ 障害者の学習二ーズに対して，提供される生涯学習の場やプログラムの量•質ともに不十分な状況で，特によウハウや経験を有する人材が不足。今後，障害者の生涯学習を推進するために必要な，（1）新たな取組を開始するにあたり必要な視点や手法，（2）障害者の生涯学習を担う人材が身に着けるべき専門性や役割の整理，（3）人材を育成•確保するための方策，（4）我が国における取組を更に展開•発展させていくために考えられる方策について検討整理。

## 1．「共生社会のマナビ～障害者の生涯学習支援入門がイド。事例集～」の作成 ※概要は別貝

－障害者の生涯学習支援の取組を進めるための，基本的な認識や知識，参考となる情報等をコンパクトにまとめるとともに，先進的な事例の エッセンスを紹介•共有するために作成。
－地方公共団体を中心とした関係者が事例集等を参考にしながら，域内における障害者の生涯学習支援の取組をどのように開始し，定着•発展させていくか等について，検討を行うことを期待

## 2．障害省の生涯学翌推進を担う人材が身に着けるべき專閉性や役割の整理

－障害者の生涯学習を担う人材に想定される役割

－障害者の生涯学習を担う人材に求められる意識•理解
「当事者中心の
生涯学習」の視点
障害に関する基碮的理解

支援者＝「共に学ぶ当事者」としての意識
－加えて，事業推進者ノコーデイネーターに求められる専門性•役割


地域資源を調整•活用する能力

特に事業推進者／コーディネーター の育成•活躍の促進が重要
－別添として，各関係機関に期待される取組についても整理 ※概要は別頁
【想定される実施主体】
（1）教育委員会
（2）公民館•生涯学習センター
（3）図書館
（4）特別支援学校等
（5）大学等の高等教育機関
（6）障害福祉担当部局等
（7）社会福祉協議会
（8）障害福祉サービス等を実施する社会福社法人等
（9）生涯学習事業に取り組むNPO等 （当事者団体等含む）

## 3．障害者の生涯学習推進を担う人材の育成•活燿を促進するための方策

## （1）嗱害曾の生涯学習の研修幾会の充実

－都道府県教育委員会で，市区町村の社会教育主事 や公民館主事等の社会教育関係職員の研修の充実
－社会教育関係組織による研修実施，事例などの調査研究等の充実も期待
（4）特別文嗳学校䈶教員に期德むれる役割
－教職員研修における障害者の生涯学習を盛り込むこと や，社会教育士称号取得の促進
－コミユニティスクール等の推進による在校生，卒業生等を支える地域ネットワーク形成，退職教員の参画に期待

－「生涯学習支援論」等で取り扱う学習課題として，「障害者の生涯学習」の位置付けを検討
－社会教育主事，社会教育士等の現職研修における，「障害者の生涯学習」のテーマの取り扱いの推進

－「社会教育実習」等を通じて，学生等の障害者の生涯学習活動への参加促進
－学生が障害者と共に学ぶ機会の充実による，「障害の社会モデル」による障害理解等の普及に期待

## 

－障害福祉サービス関係者の障害者の生涯学習への理解，地方自治体の教育部局と福祉等部局の連携•協働
－社会教育主事講習や社会教育職員向け研修に，社会福祉関係職員の参加促進

## 

－障害者の生涯学習において，障害者本人が学習機会の企画運営等の担い手になるための仕組みの構築
－障害者本人による担い手育成のため，障害者本人による社会教育士の称号や司書資格の取得を促進

## 4．今後，障害者の生涯学習に関して国に求められる取組

## （1）社会教育施策における重点化•明雌化

－社会教育•生涯学習施策として障害者の生涯学習を明確に位置付け，重点的に推進していく必要
－国において，例えば，社会教育法等の改正や社会教育 の取組の指針の提示等，継続的な検討が必要

## （4）モデル事業の今後の在り方の検討

－行政事業しビュー公開プロセスにおける補助事業への転換の指摘や実践団体からの持続可能な制度への要望
－モデル事業としての成果を広める方策や文化芸術・スポー ツ等の関連施策の補助制度との役割分担の整理

## （2）推進計画の策定と進缕状況の確認

－国の教育振興基本計画や障害者基本計画等における位置付けや，地方自治体の計画に浸透させる取組
－共生社会実現を目指した学習の充実や環境づくりなど，具体的な目標設定と進捗状況の確認

## （5）障害省の生涯学習や共生社会に関する登発の充実

－担い手の拡大と共生社会の実現に向けた啓発の観点 から，フォーラムなど各種取組を引き続き実施
－取組に当たつては，関係省庁との連携，メディア等の協 カを得て周知し，全国各地での啓発機会を充実

## （3）学びを担う人材の育成•磪保

－地方自治体の職員等に対する研修等の充実，障害福祉 サービス関係者への理解，特別支援学校や大学での取組などに向けた障害者の生涯学習の担い手育成
－障害者の生涯学習推進を担う人材を育成•確保するため の方策を着実に実施

誰もが，障害の有無に
かかわらず，共に学び，
生きる共生社会の実現

## 地域コミユニティに着目した他省庁の施策

## （1）厚生労働省

## 地域共生社会とは

＊制度•分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて，地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し，人と人，人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで，住民一人ひとりの暮らしと生きがい，地域をともに創っていく社会

## 支え・支えられる関係の循環

$\diamond$ 居場所づくり
社会とのつながり
$\diamond$ 多様性を尊重し包摂 する地域文化

誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～

$\diamond$ 生きがいづくり
•安心感ある暮らし
『健康づくり，介護予防
『ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域


## 地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

－就労や社会参加の場 や機会の提供多様な主体による，暮らしへの支援への参画

すべての社会•経済活動の基盤としての地域


産業



交通
－市町村が，地域住民の複合•複雑化した支援に二一ズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため，以下の支援を一体的に実施する事業を創設
（1）相談支援（市町村による断らない相談支援体制）
（2）参加支援（社会とのつながりや参加の支援）
（3）地域づくりに向けた支援
－本事業全体の理念は，アウトリ一チを含む早期の支援，本人•世帯を包括的に受け止め支える支援，本人を中心とし，本人の力を引き出す支援，信頼関係を基盤とした継続的な支援，地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。


## 重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）の概要

○地域住民が抱える課題が複雑化•複合化（※）する中，従来の支援体制では課題がある。

## 社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」社会福祖法第106条の4）の創設

○市町村において，既存の相談支援等の取組を活かしつつ，地域住民の複雑化•複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため，I 相談支援，I⼺大彡加支援，III地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。
○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし，事業実施の際には，I～IIC支援は必須
○新たな事業を実施する市町村に対して，相談•地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう，交付金を交付する。


## 相談支援•地域づくり事業の一体的実施

○各支援機関•拠点が，属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため，国の財政支援に関し，高齢，障害，子ども，生活困窮の各制度の関連事業について，一体的な執行を行 う。

| 現行の仕組み | 重層的支援体制 |
| :---: | :---: |
|  |  |
| $\begin{gathered} \text { 障害分野の } \\ \text { 相談•地 } \end{gathered}$ | 属性•世代を問わない |
| $\begin{gathered} \text { 子ども分野の } \\ \text { 相談•地域うくり } \end{gathered}$ | 相談•地域づく |
|  |  |

## 重層的支援体制整誠事業とは（社会福祉法第106条の 4 第 2 項）

重層的支援体制整備事業とは，以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより，地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

|  |  | 機能 | 既存制度の対象事業等 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第1号 | イ | 相談支援 | 【介護】地域包括支援センターの運営 |
|  | $\square$ |  | 【障害】障害者相談支援事業 |
|  | 八 |  | 【子ども】利用者支援事業 |
|  | 二 |  | 【困窮】自立相談支援事業 |
| 第 2 号 |  | 参加支援 <br> 社会とのつながりを回復するため，既存の取組で は対応できない狭間の二ーズについて，就労支援 や見守り等居住支援などを提供 | 制 |
| 第3号 | イ | 地域づくりに向けた支援 | 【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定める もの（地域介護予防活動支援事業） |
|  | $\square$ |  | 【介護】生活支援体制整備事業 |
|  | 八 |  | 【障害】地域活動支援センタ一事業 |
|  | 二 |  | 【子ども】地域子育て支援拠点事業 |
|  |  |  | 【困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業 |
| 第4号 |  | アウトリーチ等を通じた継続的支援訪問等により継続的に繋がり続ける機能 | 新 |
| 第5号 |  | 多機関協働 <br> 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能 | 标 |
| 第6号 |  | 支援プランの作成（※） | 新 |

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業，生活困窮者の福祉事務所未設置町村による相談支援事業は，第3号柱書に含まれる。
（※）支援プランの作成は，多機関協働と一体的に実施。

## 地域共生社会のポータルサイト

○令和3年4月1日に地域共生社会のポータルサイトを新規オープン
＞https：／／www．mhlw．go．jp／kyouseisyakaiportal／
○重層的支援体制整備事業をはじめ，地域共生社会の実現に向けた取組に関する各種通知や全国各地の取組事例等を掲載。今後，関連情報を順次掲載し，内容を充実させていく


## 地域コミユニティに着目した他省庁の施策

## （2）総務省

## 地域運営組織について

## 地域運営組織とは

○ 地域の暮らしを守るため，地域で暮らす人々が中心となって形成され，地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき，地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。
○地域運営組織の組織形態としては，協議機能と実行機能を同一の組織が合わせ持つもの（一体型）や，協議機能を持つ組織から実行機能を切り離して別組織を形成しつつ，相互に連携しているもの（分離型） など，地域の実情に応じて様々なものがある。
（一体型のイメージ）
$\bigcirc ○$ 地域がく協議会（ $=$ 地域運営組縗）

（分離型のイメージ）


## 地域運営組織の設置状況

－地域運営組織を有する市区町村（814団体）の地方別分布

－各地方における地域運営組織を有する市区町村の割合

※令和 3 年度 総務省調査（市区町村対象：1，706市区町村が回答）
－地域運営組織を有する市区町村内における地域運営組織の設置状況


## 地域運営組織の設立•運営に関する地方財政措置

## 地方財政港惪の穖要

## ＜令和 4 年度＞※下線箇所を追加

1．住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
地域運営組織の運営支援や住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費
（1）地域運営組織の運営支援
（1）運営支援（措置対象：事務局人件費 等）…普通交付税
（2）形成支援（措置対象：ワークショップ開催に要する経費 等）…特別交付税
（2）住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
（措置対象：高齢者交流，声かけ・見守り，買物支援，弁当配達，登下校時の見守り，
交流事業（子育て，親子，多世代），子ども食堂，学習支援，相談の場に要する経費 等）…普通交付税
※ 1 は，R3年度「地域のくらしを支える住民共助の仕組みづくりの推進」から項目名変更
※（1）（1）及び（2）において，普通交付税算定額を上回る経費について，特別交付税による措置。措置率 $1 / 2 \cdot$ 財政力補正
2．地域運営組織の経営力強化支援【都道府県及び市町村】
自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費 （措置対象：研修，設備導入，販路開拓に要する経費 等）…特別交付税

## 地域コミユニティに着目した他省庁の施策

## （3）農林水産省

## 中山間地域の保全のための農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ

複数の集落による集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と，自治会，社会福祉協議会など多様な地域の関係者とが連携して協議会を設立し，農村 R M O の活動の基本となる農用地等の保全，地域資源の活用，農山漁村の生活支援に係る将来ビジョンを策定し，これに基づき各事業を実施。

農村RMO＊


## 中山間地域鲂直接支払，多面的機能支払による共同活動，組縅的活動の下地

[^1]
## 農村 R M O 形成推進に関する推進体制について

○農村 R M O を効果的に形成するため，全国レベル，県域レベル，地域レベルの各段階における推進体制の構築等を支援する。


「公共社会教育施設の所在の在り方等に関するワーキンググループ（第1回）」（平成30年2月22日）資料5「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた学習•活動に関する現状」地域課題の解決に貢献した事例より

## 公民館で行政に頼らないまちづくり～鹿児島県鹿屋市（やねだん）～

## 行政に頼らないまちつくいの実践。自治会が様々な活動で自主財源を確保，独自の福祉や青少年育成に取し組んでいる。住民の参加意識も高く，地域再生への挑戦として注目されている。

## －やねだんの概要

鹿児島県鹿屋市串良町柳谷（通称「やねだん」）にある，人口300人，65歳以上が4割という「過疎高齢化」の集落。自治公民館区が全 て自力で，土着菌を活用した畜産ふん尿の悪臭除去などの環境対策 や独居老人宅への緊急通報装置の設置，集落民の労働奉仕による自前の運動遊園や歴史資料館の建設，地域おこしや教育，福祉等へ活用するための自主財源確保のためのサツマイモ生産など集落民全員が活躍できる場を数多く設け，行政に極力頼らない独自の集落づく りを進めている。
■具体的な取組
－自主財源の確保
「サツマイモを育てて，東京ドームにイチローを見に行こう」という高校生向けのイ ペントをきつかけに，住民を巻き込んだ本格的なサツマイモ作りを実施。サツマイモ作りの収益金は，初年度が 27 万円， 3 年目で 63 万円， 5 年目で 90 万円。化学肥料を やめ，土着菌に黒糖や米ぬかなどを混ぜた有機栽培を実施。
－やねだんオリジナル商品づくり
サツマイモを原材料とした『やねだん焼酎りを年間1000本から作りはじめ，10年目 で収益が500万円に。収益については，緊急警報装置や，シルバーカー，寺小屋，『住民全110世帯に1万円のボーナス支給りで還元。
－迎賓館事業
空き家を整備し，迎賓館として，移住希望のアーティストを全国公募。「アーティス ト村」へ転換させ，子供達に夢を与え，お年寄りに生きがいを与え，空き家の襖には アートが描かれ，閉店したスーパーがギャラリーに変わり，笑顔の写真や子供達の作品が並ぶ。6年前から7人の芸術家が居住している。


障がい者就労トレーニングファームチャレンジド立野

地域の高齢化による労働力不足の解決に向け，就労継続支援B型事業所「障がい者就労トレー二ングフアームチャレンジド立野」を運営し，佐渡市内の障がい者を受け入れ，農作業や地域のボランティア活動に取り組む他，古民家を改修したカフェ「アートサロン和（ やわらぎ）」に障がい者が制作した絵画や工芸品の展示，農産物や加工品の販売も行っている。

## 基本情報

- 所在地：新潟県佐渡市
- 団体名：特定非営利活動法人立野福祉会
- 取組パターン：福祉完結型
- 選定表彰：

平成26年 ぐつと賞（新潟NPO協会）平成30年 感謝状（立野集落） ディスカバー農山漁村の宝選定（北陸農政局）
－主力商品・イベント：
米（自然栽培），採種かんらん（キャベツ）米粉菓子（ビスコッティ），あんぽ柿，佐渡番茶（焙じ茶），花卉（アスター，寒菊），黒豆（自然栽培），とうもろこし

## 取組の概要

○障がいの程度により，作業を切り出し，各人の適正に応じた工程を任せることで，効率化と障がい者のやりがいを創出している。
○ 季節や天候に留意した作業内容や休憩時間等を取り入れることで，障がい者が働き やすい環境をつくり，就労人数の増加を図っている。
○ かんらんやアサガオの採種，日本スイセンの球根栽培を取り入れ，工賃アップを図っている。

| 豆（自然栽培），とつもろこし | 工賃総額 | 千円 | 1，637 | 1，899 | 3，024 | 3，885 | 5，164 | 5，810 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |



## 取組の成果

○障がい者の活躍により，耕作放棄地の解消と地域農業の維持が図られ ている。
○受託作業に取り組む障がい者は，月 $5 \sim 6$ 万円の収入が得られている。
○ 6 ヶ月以上の一般就労に繋がった方は，現在 6 名となっている。
○ アートサロン和の開設により，地域との交流，さらに地域外からの来訪者も増加し，地域活性化に繋がつている。

所在地 新潟県佐渡市立野333番地
連絡先 TEL：0259－67－7774 FAX：－
E－mail：challengedtateno＠hitoxtoki．jp
ウェブサイト https：／／tateno－fukusikai．amebaownd．com／

## 【取組のプロセス】

島内企業の減少や
縮小。集落の高齢化と農業の担い手不足。

## 法人の社員10名は すべて集落の方が担い，集落からの

協力体制が整う。員会に登録。認定

農家が一番必要と する短時間学働の受託や集落の困り事（古紙回収，除雪など）解消で集落の一員として存在感が増す。

集落の高龄化によ り春の用水路の掃除への参加人数は 2018年よりチャ レンジド立野の方 が多くなる。


## きつかけ

働きたくても働く場がない障がい者と，担い手不足の農業をマッチングする ため，小規模作業所を開設し，利用者 5 名，職員 1 名で農業を開始した。

## NPO法人格を取得し，利用者を増員

○「地域住民と一体で，農業を通して障がい者の自立と自律を支援し，地域活性化をする」 ことを目的に，企業の協力のもと，加工部門は作業所で，販売は協力企業が行う形で事業 スタート。
○ 2014年4月，「地域活動支援センター」に改変し，利用者を7名とした。
就労継続支援B型事業所「障がい者就労トレーニングファームチ ヤレンジド立野」に改変。定員を10名に増員。
－「チャレンジド＝挑戦という使命や課題，挑戦するチャンスや資格を与えられた人」とい う前向きな言葉を施設名として，農福連携を推進。
○日本農福連携協会，自然栽培パーティ，JA佐渡自然栽培研究会に加入し，自然栽培取り組 む。生産物を活用した加工品で製菓販売を行う。


障がい者就労トレーニングファームチャレンジド立野の定員を さらに増加。

- 2017年6月，定員15名 $\rightarrow$ 2018年，定員20名に改変。
- 2018年，農山漁村振興交付金を活用し，地域の方や障がい者の拠り所であり，情報発信 の場となる，アートサロン和と加工場を開設。


「挑戦する」気持ちを大事にし，「お互いさま」の精神で地域と

## ともに成長したい

○更なる 6 次産業化を目指し，農産物加工施設の増設を検討する。
○農福連携を推進するため，障がい者の働〈環境を整備する。
○アートサロン和を通じ，農福連携の情報発信を行う。



[^0]:    ＜根拠法令＞【社会教育法第九条の二】都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に，社会教育主事を置く。
    【社会教育法第九条の三】社会教育主事は，社会教育を行うものに専門的技術的な助言と指導を与える。ただし，命令及び監督をしてはならない。社会教育主事は，学校が社会教育関係団体，地域住民その他の菅駅舎の協力を得て教育活動を行う場合には，その求めに応じて，必要な助言を行うことができる。

[^1]:    ※ 地域運営組織が展開する活動は多種多様であり，法人格を持たない任意団体（自治会•町内会，自治会等の連合組織など）をはじめ，NPO法人，認可地縁団体，一般社団法人，株式会社，合同会社など多様な法人制度を活用。

